平成２３年（フ）第２１３０号
名古屋市中川区打中１丁目228番地
債務者　小石　春子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５５号
兵庫県加古川市野口町古大内246番地の11
債務者　溝口　信子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９５号
兵庫県加古川市平岡町一色103番地
債務者　滝川　勝彦
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９９２号
広島市東区馬木２丁目546番地１　サンブライト102号
債務者　西村　直之
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０号
山口県防府市大字向島108番地
債務者　仲野麻里子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４４号
北九州市八幡西区香月西１丁目12番８号
債務者　原田　真悟
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６４６号
北九州市小倉南区上貫１丁目16番20―106号
債務者　橋口　康成
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７５３号
北九州市小倉南区上吉田３丁目18番７―203号
債務者　中川　利行
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７６３号
北九州市小倉南区徳力団地132番403号
債務者　坂﨑　孝子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０９号
北九州市八幡東区帆柱３丁目１番３―403号
債務者　田邉　守男
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４３号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池5281番地１
債務者　溝邉　妙子（旧姓楠原）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４３９号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目19番25号
債務者　曽木美由起
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目51番12号　一本桜ハイツ203号
債務者　能野　史朗
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市伊敷台２丁目22番７号
債務者　山神　智士
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
鹿児島県鹿児島市武１丁目26番17号　児玉アパート201号
債務者　池上ハル子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
青森県八戸市日計１丁目５番Ａ１―36号　市営住宅Ａ１－３－６
債務者　橘　みり子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
群馬県みどり市大間々町大間々784番地
債務者　宮内　君子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部